最高裁判所

大阪地方裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　釜村　健太
名古屋地方裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事　山出　紗織
仙台地方裁判所判事補・仙台簡易裁判所判事　新宅　孝昭

東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）（九月十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月二十日午前九時四十九分御出門、敬老の日にちなみ、和光市新倉高齢者福祉センターを御訪問、引き続き、埼玉県立歴史と民俗の博物館を御視察のため、埼玉県へ行幸啓、午後二時五十七分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月二十三日サウジアラビア国の国祭日につき、同月二十一日同国二聖モスクの守護者国王へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

木曽川水系木曽川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した車両（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成24年９月25日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　車両１台
2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日
⑴　保管した物件の放置されていた場所
愛知県愛西市葛木町地先　一級河川木曽川水系木曽川（左岸17.6㎞付近）
⑵　当該物件を除却した日　平成24年８月20日
3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該物件の保管を始めた日　平成24年８月20日
⑵　保管の場所　愛知県愛西市福原新田町地先（一級河川木曽川水系木曽川右岸12.2k㎞）
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　三重県桑名市大字福島465　国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課　電話0594―24―5718

法務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人村山創史は願により公証人を免ぜられた。（九月十四日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年９月25日

沖縄労働局長　三口　秀人

第４号中「１時間645円」を「１時間653円」に改める。

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

次の地域内の土地について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　地図及び簿冊の名称
㈠　平成二十二年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十二年度都市部官民境界基本調査簿案
㈡　平成二十三年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十三年度都市部官民境界基本調査簿案
㈢　平成二十三年度山村境界基本調査図原図及び平成二十三年度山村境界基本調査簿案
㈣　平成二十三年度補助基準点網図及び平成二十三年度補助基準点測量成果簿
二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　茨城県鹿嶋市の一部
三　第一項㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県奥州市、茨城県鹿嶋市、潮来市、埼玉県越谷市、東京都世田谷区、杉並区、神奈川県厚木市、伊勢原市、大和市、横須賀市、海老名市、座間市、秦野市、長野県辰野町、岐阜県岐阜市、羽島市、静岡県静岡市、島田市、伊豆の国市、富士市、沼津市、愛知県名古屋市、三重県津市、桑名市、鈴鹿市、伊勢市、亀山市、滋賀県大津市、大阪府大阪市、堺市、豊中市、藤井寺市、河内長野市、岸和田市、泉大津市、富田林市、高石市、吹田市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、倉敷市、鹿児島県奄美市の一部
四　第一項㈢に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県盛岡市、宮古市、秋田県羽後町、福島県塙町、新潟県魚沼市、富山県立山町、福井県勝山市、岐阜県中津川市、下呂市、静岡県浜松市、島田市、川根本町、愛知県設楽町、三重県度会町、兵庫県加西市、丹波市、鳥取県日南町、徳島県三好市、那賀町、高知県室戸市、熊本県八代市、大分県中津市、佐伯市、津久見市、宮崎県日南市、鹿児島県奄美市の一部
五　第一項㈣に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　山形県南陽市、千葉県栄町、三重県津市、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町、岐阜県羽島市、山県市、島根県浜田市、鹿児島県鹿児島市の一部

公告

諸事項

工場財団

東京都千代田区神田神保町二丁目１番地**北海道糖業株式会社**の工場財団に北見市北上101番地北海道糖業株式会社北見製糖所及び中川郡本別町勇足53番地１北海道糖業株式会社本別製糖所並びに伊達市館山下町１番地の８北海道糖業株式会社道南製糖所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年９月25日

釧路地方法務局北見支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年９月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　処分をした年月日　平成24年９月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　佐藤工業株式会社　加藤　眞司　福島県福島市泉字清水内１　国土交通大臣（般―19）第2420号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年８月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年９月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　処分をした年月日　平成24年９月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社後藤組　後藤　茂之　山形県米沢市丸の内２―２―27　国土交通大臣（般―23）第650号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。